

江戸時代後期における賃借人の脇荷貿易について

—天保8年(1837)・同9年(1838)を事例として—

石田 千尋

はじめに

筆者は先に「賃借人の登場—近世後期におけるオランダ船脇荷貿易システムの改変とその実態—」(『洋学』第23号、平成28年)を発表した。本拙稿においては、出島商館職員や船員等の私貿易(脇荷貿易)関与・参加が排除され、賃借人による独占的な脇荷貿易システムに改変されたのが、天保6年(1835)であったことを明らかにし、あわせて、賃借人による同年の取引がバタヴィアで政庁との間で結ばれた契約に基づいておこなわれていたことを具体的に考察・解明した。その後発表した「近世後期における賃借人の脇荷貿易について—天保7年(1836)を事例として—」(『鶴見大学紀要』第55号第4部、平成30年)においては、天保6年にはじまった賃借人による脇荷貿易が翌天保7年にはどのように継続しておこなわれていたのか、オランダ側・日本側両史料を検討し、その実態を考察した。その結果、前年度同様、天保7年の脇荷貿易はバタヴィアで賃借人と政庁との間で結ばれた契約に基づいておこなわれており、脇荷取引の売上額の増加をみていたことが判明した。また、ユニコールの持ち渡りにみられるように政庁側の取引の一部を担い、高率の収益が約束される取引を含みはじめていたことを明らかにした。

本稿は、上記二点の拙稿に続くものとして、賃借人による脇荷貿易が天保8年(1837)・同9年(1838)にどのように継続しておこなわれたのか、オランダ側・日本側両史料を検討し、その実態を考察するものである。

第1章 天保8年(1837)の脇荷貿易

既に考察したように、1835年(天保6)の段階で、バタヴィア政庁によって1836年(天保7)から1838年(天保9)までの3年間の脇荷貿易賃借人として、商人ヘーフェルスとファン・ブラーム de kooplieden Gevers en van Braam が決められた。⁽¹⁾ 同賃借人とバタヴィア政庁の一部局である物産民間倉庫局長 den Directeur van 's lands Producten en Civiele Magasijnen と

の間で1835年(天保6)7月4日付の契約書が交わされ、上記3年間はこの契約書に基づいて脇荷貿易がおこなわれたと考えられる。したがって、本稿の考察対象である天保8年・同9年の脇荷貿易は、商人ヘーフェルスとファン・ブラームを賃借人とする貿易であり、天保7年と同様の契約書のもとに進められていたと考えられる。

そこで、本章においては、天保8年の脇荷貿易について考察していきたい。

天保8年の脇荷貿易に関するオランダ側史料としては、まず前年天保7年に日本側からオランダ側に発注された阿蘭陀通詞作成の注文書 Eisch van Kambang Goederen voor het aanstaande jaar 1837. (来る1837年用のカンバン貿易〔脇荷貿易〕に関する注文書)⁽²⁾を挙げることができる。本史料を拙訳を付して示すと表1のようである。ここにみられるように、日本側は、薬品類・皮類・金属器類・小間物類・陶磁器類・ガラス器類など、従来から取引されている品々と同様の脇荷物を注文していることがわかる。なお、末尾に記されている「総計約50,000テール持ち渡らなければならない」は、契約書第4条にいう「カンバン貿易のための資金は、(中略)その年の送り状の仕入値で、合計50,000グルデン以上になつてはならない」⁽³⁾を踏まえてのことであろうが、単位がグルデン(gulden)ではなくテール(theil)になっているのは阿蘭陀通詞の誤りであろう。また、つづいて「もし、会社〔荷物〕で持ち渡る反物や薬品がカンバン〔荷物〕で持ち渡られるなら、それは、会社〔荷物〕の購入〔品〕としての持ち渡りとなるであろう」と記しており、カンバン荷物(脇荷物)として持ち渡っても、品物の種類によって会社荷物(本方荷物)として扱われることを説いている。実際、天保8年に賃借人が持ち渡った品物の中には、会社荷物(本方荷物)となった商品が含まれていたが、この点については後述したい。

さて、天保8年は、バタヴィアからオランダ船1艘 トウエー・コルネリッセン号 Twee Cornelissen が長崎港に入津している。この船には、前年につづいて脇荷貿易の賃借代理人としてリスール C. Lissour が乗船し

表1 天保8年(1837)向け脇荷物の注文

原文	拙訳
De eisch van Kambang goederen	カンバン荷物〔脇荷物〕の注文
50 kat. ^s saffraan	50 斤 「サフラン」
100 # amandel	100 斤 「アマントル」
30 # garnoot	30 斤 「没食子」
300 # benzuin	300 斤 ベンジン ^カ
20 # duiversdrek	20 斤 「阿魏」
100 # Venetiaansche teriak	100 斤 「ベネチヤテリヤアカ」
300 # teriak	300 斤 「テリヤアカ」
30 # kreeftoog	30 斤 「ヨクリカンキリ」
1,000 # zeep	1,000 斤 「サボン」
10 # vogelnest	10 斤 「燕巢」
500 # pik	500 斤 松脂 ^カ
25,000 # rotting	25,000 斤 「藤」
10 # salammoniak	10 斤 「サルアルモニヤシ」
50 fless. geest van salammoniak	50 瓶 「サルアルモニヤシ精気」
2,000 kat. ^s buffelshoorn	2,000 斤 「水牛角」
Indiesche en Moorsche lederen gekleurde Persiaansche d ^o . verscheidene confiteur	インドとムーアの「皮」 色付きのペルシア皮(「ハルシヤ皮」) 種々の「切子皿」 ^カ
d ^o gouden en zilveren werken	種々の金銀製品
d ^o schildereijen	種々の「絵鏡」
d ^o kokers	種々の「コウクル」(「墨入」)
verscheidene zakhologie	種々の「袂時計」
d ^o flessen met rotting huisje geslepen blauwe schotels in soort, als: langwerpig vierkantig en rond van omtrent een waajer	種々の籐のケース入り瓶 約1ワイエル(38.5cm)の細長の四角 形や丸形の様々な青色の「切子皿」
verscheidene knip messen en scharen groot en klein	様々な折りたたみナイフ(「折ハアカ」) と「鋏」、大小
verscheidene landslotjes〔bandslotjes ^カ 〕 en gespen	様々な留め金(「帯 ^ヰ 」)
glaswerken	「硝子器」
De glaswerken, sedert eenige jaren aangebragt, zijn slecht van soort, daarom moeten de beste echte vergulde, en kristalle glas werken voortaan aangebragt worden.	数年来持ち渡っている硝子器は、粗 末なものである。それ故、今後は、最 良で本物の金メッキしたもので、かつ クリスタルガラスの品物を持ってこな なければならない。
Hier boven zijnde artikel tot kambang voor het aanstaande jaar geeischt, zoo moet men vlijtig zijn alles beste soorten uit te zoeken en aan te brengen ter beloop van omtrent vijftig duizend theilen. Indien de stoffen en medisijnen, welke op komps werden aangebragt, op kambang aangebragt mogten worden, zoo zullen dezelve op komps inkoop aangebragt worden.	上記のものは、カンバン〔荷物〕と して来年に向けて注文される品物であ る。そのため、すべて最良のものを真 摯に選び、総計約50,000テール持ち 渡らなければならない。もし、会社〔荷 物〕で持ち渡る反物や薬品がカンバン 〔荷物〕で持ち渡られるなら、それは、 会社〔荷物〕の購入〔品〕としての持 ち渡しとなるであろう。

出典・Eisch van Kambang Goederen voor het aanstaande jaar 1837. Verslag aan den Directeur van 's Lands Producten en Civ. Magazijnen 1836. [Japan Portefeuille N°34. 1836]

MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-1).

註・「 」内は、訳例のある品目。

てきた。リスールが持ち渡った輸入品を記す「送り状」Factuurは未詳であるが、それに代わるものとして彼が、バタヴィアで日本に商品を持ち渡ることを申告している下記表題をもつ史料を挙げる事ができる。

Opgave der onderstaande artikelen, welke door den Pachtter van den kambang handel van dit jaar naar Japan verzonden worden.

(今年のカンバン貿易〔脇荷貿易〕の賃借人によって、日本に向けて送られる下記商品の申告書)⁽⁴⁾ 本史料(以下、本章では「申告書」と略記する)は、1837年6月13日付でバタヴィアにおいて作成されたものであり、賃借代理人のリスールの署名をもつ。なお、本稿で使用する史料は写し afschrift であり、原本と同一の写しであることを証明した物産民間倉庫局委員長フェルミューレン A. R. Vermeulen の署名をもつ。

オランダ側は長崎に持ち渡った脇荷物の中から脇荷取引を望む商品を選び、日本側に脇荷リストとして提示することになっていた。天保8年の場合、本リストは未詳であるが、それを日本側(阿蘭陀通詞)が翻訳したものと「崎陽齋来目録」六⁽⁵⁾に所収されている「脇荷物高」のリストを挙げる事ができる(以下、本章では「積荷目録」と記す)。

オランダ側史料である「申告書」に「積荷目録」を照合することにより、賃借代理人が持ち渡った脇荷物の中の脇荷取引用の商品とそれ以外(脇荷取引以外の取引の商品など)がわかるが、「申告書」の記事が多数の品目名のもと、数量・仕入価格・仕入価額等々詳細をきわめているため、本稿においては、全ての商品を示すことを避け、日本側史料「積荷目録」に「申告書」を照合する形で示し脇荷取引用の商品のみを提示しておきたい(表2)。

表2より脇荷物(脇荷取引用)の種類と数量に関しては、従来とほぼ変わりはなく、先に掲げた表1にできるように薬品類、硝子器・陶磁器などの食器類、皮革・顔料・時計等々、雑貨・小間物類などからなっていることがわかる。なお、「申告書」の総額は48,197.08 ½ グルデンであり、契約書第4条にいう「その年の送り状の仕入値で、合計50,000グルデン以上にならない」⁽⁶⁾が守られていることがわかる。

脇荷取引は、本方取引と違いオランダ人が持ち渡った商品(脇荷物)を長崎会所において日本商人が直接入札する取引であるが、⁽⁷⁾天保8年の脇荷取引の結果を記した日本側史料としては、「西紅毛船脇荷物帳」⁽⁸⁾を挙げる事ができる。本史料には取引商品名と数量ならびに落札価格と落札商人名を記録しており、天保8年の脇荷取引の実態をみるのに最も詳細な現存史料といえる。したがって、本稿では、本史料によって得られた結果を表し提示しておきたい(表3)。表2

では、表3で各品目に付した頭注番号を「脇荷物帳(表3)番号」として「積荷目録」'Opgave'(=申告書)に照合する形で記しておく。

表2・3より表2の「積荷目録」に記された「菓種類」「硝子器類」「焼物鉢類」「焼物類」「時計并遠目鏡其外細物類」などの具体的日本側商品名を確認できる。しかし、オランダ側商品名に関しては、先に述べたように「申告書」の品目数が多数に及ぶため、詳細な照合が現段階では困難といわざるを得ない。

なお、脇荷取引以外の商品としては、「申告書」および後掲史料1より、書籍類や反物類、さらに詠物(注文品)となったウニコールなどが存在していたことがわかる。

次に、輸出品に関しては、オランダ側史料として Globale aantooning van de inkoopwaarde der goederen, dit jaar door den Kambangpachtter naar Batavia uitgevoerd. (今年、脇荷貿易賃借人によりバタヴィアへ輸出される商品の購入価額概算書)⁽⁹⁾が残されている。本史料は、出島において、1837年11月18日(天保8年10月21日)付で、商館長ニーマン J. E. Niemann によって作成されたものである。本史料により詳細は未詳ではあるが、輸出品の種類と価額(概算)がわかる(表4)。すなわち、染織類・漆器・陶器・籠細工・蠟・茶、その他小間物類などからなり、総額で80,000カンバンテールに及んでいる。

以上、限られた史料より天保8年の脇荷貿易に関して主に品物(脇荷物)を中心にみる事ができたが、この年の脇荷貿易の規模は、どれくらいであったのだろうか。商館長ニーマンの署名をもつ1837年11月18日付の Calculatieve aantooning van het resultaat dat de Kambanghandel dit jaar voor den pachtter opgeleverd heeft. (今年カンバン貿易〔脇荷貿易〕が賃借人にもたらす成果の見積書)⁽¹⁰⁾は、1837年の日本における賃借人(賃借代理人)の脇荷貿易によって得られる損益の見積を記すものであり、この年の出島における脇荷貿易の収支面の概要を知ることができる重要な史料と考えられる。したがって、以下、本史料を翻刻すると共に拙訳を付して考察を加えてみたい(史料1<翻刻版>・<拙訳版>参照)。なお、史料1<拙訳版>の各項目頭注番号①～③は解説の便宜上、筆者が付したものである。

まず、負債としては、①日本への輸入品の仕入額+②日本への輸入品にかかわる費用や経費・税など=③日本への輸入品関係の出費72,295.50グルデン、④賃借人使用経費と費用3,000.00グルデン、⑤返送品すなわち日本からの輸出品にかかわる保険・税・経費+⑥⑦日本からの輸出品にかかわる損失や経費、手数料、その他=⑧日本からの輸出にかかわる出費13,440.00

表2 天保8年(1837)オランダ船脇荷物(脇荷取引用)

	積荷目録		Opgave			脇荷物帳(表3)番号
	商品	数量	Goederen	Hoeveelheid	Gulden	
	脇荷物高					
[1]	椰子油	6,000 ぶらすこ	klapper olie	400 keld:	1,900.00	(560)
[2]	カヤフーテ油	95 ぶらすこ	kaijo poetie olie	100 fles:	300.00	(552)
[3]	サフラン	300 斤程	saffraan	65 lb.	1,023.75	(517) ~ (519)
			saffraan	55 lb.	866.25	
			saffraan	167 lb.	2,630.25	
			saffraan	90 lb.	1,440.00	
[4]	サルアルモニヤシ	300 斤程	salamoniac	400 lb.	190.00	(525)
[5]	カナノヲル	350 斤程	bloadsteen	568 lb.	227.20	(547)
[6]	ヲクリカンキリ	300 斤程	kreefsoogen	800 lb.	740.00	(545)
[7]	痰切	700 斤程	drop	733 lb.	293.20	(542) ~ (544)
[8]	キナキナ	500 斤程	cortex China	446 lb.	245.30	(548) ~ (550)
			fijne cortex China	200 lb.	380.00	
[9]	アラビヤゴム	150 斤程	gum Arabic	240 lb.	163.20	(522)
[10]	ウエインステーン	30 斤程	—	—	—	(520), (538)
[11]	琥珀油	100 斤程	ol suce albi	102 lb.	122.40	(558), (559)
			ol suce rubr	25 lb.	18.75	
[12]	マク子シヤ	100 斤程	magnesia	112 ½ lb.	95.62	(527)
[13]	バルサムコツバイハ	100 斤程	bals copaix	66 lb.	92.40	(556)
[14]	紺青	60 斤程	Berlijns blaauw	70 lb.	203.00	(541)
[15]	郡青	250 斤程	gewasse bleek blaauw	300 lb.	105.00	(530)
[16]	エイスランスモス	300 斤程	IJlandsche mos	448 lb.	73.92	(528)
[17]	ボツクポウト	150 斤程	pokhout boorsel	200 lb.	16.00	(529)
[18]	テリヤアカ	300 罐程	theriac	300 doosjes	60.00	(516)
[19]	ハアルレム油	600 瓶程	kleine fleschjes Haarl: olie	50 douz.	50.00	(557)
[20]	薬種類	3 箱	gum assafvetida (他)	60 lb. (他)	60.00(他)	(521), (523), (524), (526), (531) ~ (537), (539), (540), (551), (553) ~ (555)
[21]	亞麻仁	6 桶	schepel lijnzaad	14 manden en 1	156.75	(546)
[22]	藤	97,000 斤程	rotting	1,000 pie:	4,500.00	(562)
[23]	太服皮	3,600 斤程	pinang	20 pikols	200.00	—
[24]	水牛角	6,000 斤程	buffels hoorns	30 pie:	270.00	(561)
[25]	硝子器類	42 箱	christalle kommen (他)	6 stellen (他)	10.50(他)	(1) ~ (184), (186) ~ (235), (237), (247), (308)
[26]	焼物鉢類	31 籠	witte mortieren (他)	15 stuks (他)	8.25	(245), (255) ~ (259), (261) ~ (270)
[27]	焼物類	5 箱	taffel servies (他)	2 (他)	— (他)	(238) ~ (244), (246), (248) ~ (254), (260), (271) ~ (275), (359)
[28]	硝子板	6 箱	ord: witte ruiten 31: a 22 d ^m (他)	20 stuks (他)	22.50(他)	(280) ~ (282)
[29]	ブリッキ延板	50 箱	blik	50	1,500.00	(277)
[30]	ハアカ類	1 箱	knipmessen ^{*1}	1	360.00	(283) ~ (288), (360)
[31]	黒熟革	100 枚程	—	—	—	(513) ~ (515)
[32]	金唐皮	6,000 枚程	goud leder	3 kisten	4,000.00	(490) ~ (512)
[33]	鉄鍋類	625 程	ijzeren pannen	100 stel:	300.00	(279)
[34]	鉄地盆	250 枚	—	—	—	(278)
[35]	時計并遠目鏡其外細物類	14 箱	horlogie zonder arret met zonnwijzer (他)	1 (他)	3.10(他)	(185), (236), (276),
			teleskoop met twee vergrootingen (他)	1 kl. (他)	25.77(他)	(289) ~ (307), (309) ~
			vergulde halsketting (他)	22 (他)	19.10(他)	(358), (361) ~ (489)
[36]	ヒケイ	2 箱	vesten piqué	529 ½ el	344.06½	—
			vesten piqué	55 ⅝ el	36.15	

出典・Opgave は、Opgave der onderstaande artikelen, welke door den Pachter van den kambang handel van dit jaar naar Japan verzonden worden. Ingekomen stukken 1837. [Japan Portefeuille N°35. 1837] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1458 (K.A. 11811). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-13).

・積荷目録は、「崎陽齋来目録」六(早稲田大学図書館所蔵)。

註・〔他〕は、他にも商品があることを示す。

・※1の knipmessen は、見積書(後掲史料1)では、オランダ側にとって売れ残りとなった商品と記されている。

表3 天保8年(1837)オランダ船脇荷物の取引

	商 品	数 量	落札価格 (脇荷銀)	落札商人
(1)	壹番切子玉筋燈籠	1 ツ	1 貫 160 目	長岡
(2)	貳番同	1 ツ	605 匁	村上
(3)	三番同	1 ツ	356 匁	長岡
(4)	四番同	1 ツ	310 匁	右同人
(5)	五番同	1 ツ	335 匁	右同人
(6)	六番同	2 ツ	270 匁	右同人
(7)	七番同	1 ツ	203 匁	村上
(8)	八番同	1 ツ	160 匁	長岡
(9)	九番同	1 ツ	100 匁	右同人
(10)	壹番切子筋蠟燭立	1 本	316 匁	右同人
(11)	貳番同	2 本	111 匁	右同人
(12)	切子鉢付花生	1 對	263 匁	村上
(13)	切子花生	4 對	68 匁 1 分	江崎
(14)	壹番形入硝子花生	5 對	31 匁 5 分	長岡
(15)	貳番同	11 對	23 匁	右同人
(16)	壹番切子臺付蓋物	1 ツ	236 匁 7 分	野口屋
(17)	貳番同	3 ツ	143 匁 2 分	右同人
(18)	三番同	2 ツ	95 匁	荒木
(19)	四番同	2 ツ	69 匁	永見屋
(20)	五番同	4 ツ	60 匁	江崎
(21)	六番同	4 ツ	45 匁	小坂屋
(22)	七番同	4 ツ	36 匁	長岡
(23)	八番同	5 ツ	32 匁 8 分	松野屋
(24)	九番同	4 ツ	38 匁 6 分	野口屋
(25)	拾番同	4 ツ	32 匁	右同人
(26)	拾壹番同	8 ツ	49 匁 3 分	右同人
(27)	形入硝子臺付蓋物	21	53 匁 8 分	名古屋
(28)	切子鉢付蓋物	1 ツ	259 匁	長岡
(29)	切子大蓋物	1 ツ	100 目	右同人
(30)	壹番切子蓋物	1 ツ	107 匁 1 分	野口屋
(31)	貳番同	14	98 匁 5 分	荒木
(32)	三番切子蓋物	8 ツ	63 匁 8 分	荒木
(33)	四番同	3 ツ	26 匁 5 分	松野屋
(34)	五番同	2 ツ	23 匁	右同人
(35)	六番同	117	20 匁 8 分	今村屋
(36)	切子蓋物	11	32 匁 8 分	右同人
(37)	壹番切子臺付菓子入	1 ツ	210 匁	松野屋
(38)	貳番同	2 ツ	162 匁	荒木
(39)	三番同	1 ツ	156 匁	長岡
(40)	四番同	1 ツ	135 匁	荒木
(41)	五番同	4 ツ	105 匁 8 分	野口屋
(42)	六番同	11	36 匁 5 分	荒木
(43)	七番同	11	20 匁 5 分	右同人
(44)	八番同	6 ツ	16 匁 1 分	松野屋
(45)	九番同	50	13 匁 3 分	荒木
(46)	壹番切子鉢付菓子入	1 揃	173 匁 8 分	松野屋
(47)	貳番同	2 揃	178 匁 1 分	名古屋
(48)	壹番切子百合形菓子入	1 ツ	203 匁	荒木
(49)	貳番同	1 ツ	86 匁	右同人
(50)	三番同	5 ツ	65 匁 8 分	右同人
(51)	四番同	4 ツ	53 匁	右同人
(52)	五番切子百合形菓子入	4 ツ	36 匁 3 分	荒木
(53)	六番同	2 ツ	21 匁 8 分	松野屋
(54)	壹番切子とんぶり	3 ツ	186 匁	長岡
(55)	貳番同	14	100 匁 8 分	荒木
(56)	三番同	8 ツ	65 匁	右同人
(57)	壹番切子菓子入	4 ツ	136 匁	野口屋

江戸時代後期における賃借人の脇荷貿易について

	商 品	数 量	落札価格 (脇荷銀)	落札商人
(58)	貳番同	2 ツ	65 匁	永見屋
(59)	三番同	5 ツ	55 匁 5 分	長岡
(60)	壺番切子花形深鉢	3 枚	156 匁	右同人
(61)	貳番同	3 枚	48 匁 5 分	野口屋
(62)	切子花形式枚入子深皿	4 組	135 匁	右同人
(63)	切子深鉢	1 枚	56 匁	右同人
(64)	切子三枚入子鉢	1 組	70 匁 8 分	右同人
(65)	切子七寸鉢	9 枚	20 匁 8 分	右同人
(66)	同六寸鉢	6 枚	16 匁 8 分	右同人
(67)	壺番切子五寸皿	9 枚	23 匁 8 分	右同人
(68)	貳番同	24 枚	10 匁 5 分	右同人
(69)	壺番切子百合形鉢	4 枚	61 匁 8 分	右同人
(70)	貳番同	3 枚	36 匁 5 分	右同人
(71)	三番同	3 枚	16 匁 8 分	右同人
(72)	形入硝子長鉢	17 枚	38 匁 1 分	村上
(73)	壺番形入硝子長皿	12 枚	18 匁 2 分	名古屋
(74)	貳番同	11 枚	17 匁 4 分	右同人
(75)	三番同	23 枚	10 匁 3 分	長岡
(76)	四番同	36 枚	9 匁 6 分	右同人
(77)	壺番切子銘酒瓶	24	41 匁 8 分	今村屋
(78)	貳番同	18	32 匁 9 分	右同人
(79)	切子手附瓶	21	18 匁 6 分	長岡
(80)	同小形瓶	8 ツ	17 匁 7 分	永見屋
(81)	壺番切子水次	3 ツ	39 匁	松本屋
(82)	貳番同	2 ツ	26 匁	右同人
(83)	三番同	16	11 匁 4 分	江崎
(84)	四番同	48	8 匁 9 分	長岡
(85)	五番同	17	10 匁 7 分	右同人
(86)	六番同	6 ツ	7 匁 3 分	松本屋
(87)	無地水次	2 ツ	5 匁 6 分	右同人
(88)	壺番切子箱	4 ツ	96 匁	村上
(89)	貳番同	2 ツ	70 匁	右同人
(90)	壺番切子茶入	23	33 匁 8 分	野口屋
(91)	貳番同	100	21 匁 5 分	右同人
(92)	壺番角形瓶	4 ツ	14 匁 5 分	松本屋
(93)	貳番同	71	9 匁 2 分	江崎
(94)	切子臺付鉢	7 ツ	32 匁 7 分	野口屋
(95)	壺番切子辛子入	54	8 匁 6 分	長岡
(96)	貳番同	23	8 匁 5 分	亀甲屋
(97)	三番同	14	5 匁 6 分	江崎
(98)	四番同	7 ツ	5 匁	野口屋
(99)	切子小蓋物	48	12 匁 6 分	右同人
(100)	同蠟燭立	8 本	31 匁 5 分	長岡
(101)	壺番形入硝子同	30 本	18 匁 9 分	右同人
(102)	貳番同	3 本	11 匁 8 分	右同人
(103)	壺番切子臺付塩入	3 ツ	9 匁 3 分	右同人
(104)	貳番同	103 ツ	7 匁 8 分	右同人
(105)	壺番切子塩入	10 ヲ	8 匁 6 分	右同人
(106)	貳番同	5 ツ	5 匁 1 分	右同人
(107)	形入硝子塩入	23	11 匁 8 分	名古屋
(108)	同水呑	100	7 匁 8 分	長岡
(109)	壺番形入硝子菓子入	4 ツ	18 匁	右同人
(110)	貳番同	7 ツ	13 匁 2 分	名古屋
(111)	形入硝子六寸鉢	22 枚	4 匁 3 分 1 厘	江崎
(112)	壺番形入硝子五寸皿	31 枚	3 匁 8 分	今村屋
(113)	貳番同	40 枚	3 匁 9 分	長岡
(114)	壺番硝子文鎮	14	9 匁 1 厘	松野屋
(115)	貳番同	36	5 匁 7 分	右同人

	商 品	数 量	落札価格 (脇荷)	落札商人
(116)	三番同	24	2 匁 3 分	長岡
(117)	四番同	42	1 匁 5 分	右同人
(118)	硝子筆洗	24	3 匁 9 分	右同人
(119)	形入硝子三段組引提	4 ツ	61 匁	右同人
(120)	切子小形手附瓶	22	10 匁 6 分	右同人
(121)	同皿付猪口	100 揃	6 匁 1 分 5 厘	小坂屋
(122)	壹番切子盆	4 枚	45 匁 6 分	長岡
(123)	貳番同	10 枚	28 匁 5 分	右同人
(124)	壹番切子薬瓶	20	41 匁 8 分	永見屋
(125)	貳番同	40	20 匁 9 分	野口屋
(126)	三番同	63	17 匁 3 分	右同人
(127)	切子盆付銘酒器	1 揃	200 目	長岡
(128)	同四ツ組引提	1 揃	114 匁	今村屋
(129)	同式ツ組引提	1 揃	39 匁	松野屋
(130)	同小形銘酒器	23 揃	21 匁 8 分	長岡
(131)	硝子臺付猪口	1 揃	40 匁 1 分	村上
(132)	硝子火燈	3 ツ	48 匁 5 分	長岡
(133)	同皿付菓子入	4 揃	8 匁 5 分	右同人
(134)	同皿	10 枚	1 匁 9 分	右同人
(135)	拾貳枚入ギヤマン七寸鉢	1 箱	177 匁 9 分	亀甲屋
(136)	六枚入同	1 箱	90 匁	右同人
(137)	切子色絵入盆附銘酒器	2 組	77 匁 7 分	長岡
(138)	同色絵入とんぶり	6 ツ	61 匁	右同人
(139)	壹番切子色絵入臺付菓子入	8 ツ	45 匁	永見屋
(140)	貳番同	7 ツ	20 匁 8 分	右同人
(141)	切子色絵入深鉢	7 枚	39 匁	江崎
(142)	壹番切子色絵入皿	4 枚	30 匁 1 分	名古屋
(143)	貳番同	6 枚	19 匁 8 分	野口屋
(144)	色切子花形菓子皿	24 枚	18 匁 7 分	長岡
(145)	切子色絵入式ツ組銘酒器	1 揃	49 匁 1 分	名古屋
(146)	同色絵入蓋物	6 ツ	20 目 3 分	野口屋
(147)	色切子大臺こつふ	1 ツ	37 匁	名古屋
(148)	同菓子入	1 ツ	50 目	長岡
(149)	同臺こつふ	2 ツ	30 目	名古屋
(150)	壹番形入硝子長皿	595 枚	2 匁 9 分 4 厘	今村屋
(151)	貳番同	707 枚	2 匁 3 分	長岡
(152)	色硝子菓子入	4 ツ	15 匁 6 分	長岡
(153)	金縁切子盆付銘酒器	6 揃	125 匁 7 分	永見屋
(154)	同切子皿付蓋物	2 揃	76 匁	野口屋
(155)	壹番金縁切子皿付猪口	52 揃	8 匁 1 分	松野屋
(156)	貳番同	198 揃	7 匁 5 分	長岡
(157)	金縁金絵皿付猪口	190 揃	3 匁 9 分	右同人
(158)	同ボンス器	20 揃	38 匁	野口屋
(159)	同小形茶器	20 揃	22 匁	右同人
(160)	壹番金縁金絵小形盆付銘酒器	2 揃	33 匁 4 分	松野屋
(161)	貳番同	77 揃	26 匁	野口屋
(162)	三番同	18 揃	22 匁	右同人
(163)	金縁金絵角瓶	46	6 匁 7 分	長岡
(164)	壹番金縁金絵銘酒瓶	215	12 匁 4 分	松野屋
(165)	貳番同	282	10 匁 3 分	長岡
(166)	三番同	100	7 匁 1 厘	今村屋
(167)	金縁金絵大臺こつふ	22	7 匁 2 分	永見屋
(168)	壹番金縁金絵手附猪口	210 ヲ	1 匁 7 分 4 厘	村上
(169)	貳番同	210 ヲ	1 匁 5 分 7 厘	右同人
(170)	壹番金縁金絵猪口	1,200	1 匁 3 分 4 厘	今村屋
(171)	貳番同	700	1 匁 1 分 8 厘	右同人
(172)	三番金縁金絵猪口	600	1 匁	今村屋
(173)	金縁金絵小形臺こつふ	2,450	1 匁 3 分 8 厘 3 毛	名古屋

江戸時代後期における賃借人の脇荷貿易について

	商 品	数 量	落札価格 (脇荷銀)	落札商人
(174)	同金絵五寸皿	200 枚	5 匁 4 分	今村屋
(175)	同金絵三寸皿	200 枚	2 匁 3 分	野口屋
(176)	同形入硝子塩入	100	2 匁 2 分 3 厘	村上
(177)	同形入硝子蠟燭立	24 本	13 匁 6 分	名古屋
(178)	同金絵式枚入子長皿	12 組	10 匁 4 分	村上
(179)	壹番金縁金繪臺こつふ	245	2 匁 1 分 9 厘	長岡
(180)	式番同	1,010 ヲ	1 匁 7 分 3 厘	右同人
(181)	金縁金絵匂瓶	130	1 匁 1 厘	松野屋
(182)	同巢入匂瓶	156	9 分	右同人
(183)	壹番硝子匂瓶	24	5 分 3 厘	小坂屋
				長岡
				村上
(184)	式番同	370	5 分 2 厘	松野屋
(185)	かんさし筋り	288	5 分 6 厘	長岡
(186)	無地手附小蓋物	62	3 匁 1 分 5 厘	右同人
(187)	切子蓋こつふ	8 ツ	21 匁 5 分	右同人
(188)	同角臺こつふ	17	8 匁 9 分	荒木
(189)	同臺こつふ	105 ツ	5 匁 3 分 5 厘	長岡*
				「永見屋」
(190)	壹番角臺こつふ	30	8 匁 9 分	永見屋
(191)	式番同	100	5 匁 7 分	亀甲屋
(192)	三番同	1,098	5 匁 3 分 9 厘	江崎
(193)	壹番臺こつふ	100	3 匁 6 厘 5 毛	小坂屋
(194)	式番同	908 ツ	2 匁 3 分 9 厘	永見屋
(195)	三番同	12	3 匁	長岡
(196)	切子長こつふ	7 ツ	10 匁 6 分	右同人
(197)	無地同	12	2 匁 6 分 7 厘	松本屋
(198)	同臺こつふ	130	1 匁 6 分 8 厘	小坂屋
(199)	金縁金絵巢入猪口こつふ	40	5 匁 1 分 5 厘	長岡
(200)	壹番ギヤマン臺こつふ	23	1 匁 6 分 3 厘	松本屋
(201)	式番同	460	1 匁 7 分	今村屋
(202)	硝子葉量	29	3 匁 3 分	野口屋
(203)	同茶入	88	4 匁 6 分 1 厘	村上
(204)	壹番硝子葉瓶	100	4 匁 8 分 6 厘	亀甲屋
(205)	式番同	62	4 匁 3 分 8 厘	松野屋
(206)	三番同	28	4 匁 3 分 1 厘	江崎
(207)	四番同	395	3 匁 6 分 7 厘	右同人
(208)	五番同	130	3 匁 8 分 4 厘	右同人
(209)	六番同	317	3 匁 3 分 8 厘	名古屋
(210)	七番同	130	2 匁 6 分 9 厘	松野屋
(211)	八番同	268	2 匁 4 分	右同人
(212)	九番硝子葉瓶	815	1 匁 6 分 7 厘	長岡
(213)	拾番同	210 ヲ	1 匁 6 分 1 厘	江崎
(214)	壹番硝子角形葉瓶	132	4 匁 3 分 8 厘	小坂屋
(215)	式番同	670	3 匁 2 分 5 厘	右同人
(216)	三番同	400	2 匁 8 分 8 厘	右同人
(217)	四番同	249	2 匁 6 分 5 厘	長岡
(218)	硝子四ツ組葉瓶	6 組	17 匁 3 分	亀甲屋
(219)	切子四ツ組銘酒器	1 揃	161 匁	長岡
(220)	い硝子器	3 品	235 匁	右同人
(221)	ろ同	33 品	300 目	右同人
(222)	は同	31 品	265 匁	松野屋
(223)	硝子金縁絵入鉢付ふた物	8 揃	65 匁	江崎
(224)	同花生	4 ツ	16 匁	長岡
(225)	壹番玉手金縁金絵花生	4 ツ	26 匁 1 分	村上
(226)	式番同	2 ツ	18 匁 6 分	長岡
(227)	玉手金縁絵入花生	10 ヲ	15 匁 8 分	右同人
(228)	同小花生	6 ツ	11 匁 8 分	右同人

	商 品	数 量	落札価格 (脇銀)	落札商人
(229)	壺番火燈覆	20	10 匁 1 分	松野屋
(230)	式番同	18	8 匁 3 分	長岡
(231)	色硝子金縁水呑	31	23 匁 6 分	松野屋
(232)	色硝子角形茶入	2 ツ	78 匁 4 分	亀甲屋
(233)	色硝子茶入	5 ツ	31 匁 8 分	村上
(234)	壺番色硝子薬瓶	6 ツ	26 匁 3 分	右同人
(235)	式番同	11	23 匁	今村屋
(236)	色硝子墨入	5 ツ	13 匁 8 分	亀甲屋
(237)	色硝子器	11 品	235 匁	長岡
(238)	壺番白焼金縁絵入花生	1 對	385 匁	右同人
(239)	式番同	1 對	250 匁	右同人
(240)	壺番白焼金縁絵入花さし	1 對	268 匁	村上
(241)	式番同	1 對	216 匁	長岡
(242)	三番同	1 對	189 匁	村上
(243)	四番同	1 對	145 匁 1 分	右同人
(244)	五番同	1 對	81 匁	長岡
(245)	白焼金縁絵入植木鉢	2 對	201 匁 8 分	松野屋
(246)	同金縁絵入花生	1 對	100 匁 8 分	名古屋
(247)	色硝子巢入茶入	2 ツ	41 匁 5 分	長岡
(248)	白焼金縁絵入蠟燭立	2 對	78 匁	右同人
(249)	同金縁絵入五ツ組茶器	2 揃	115 匁	右同人
(250)	壺番焼物器	5 品	61 匁 5 分	右同人
(251)	式番同	21 品	255 匁	松野屋
(252)	白焼金縁卓子道具	2 揃	480 目	長岡
(253)	同金縁絵入同	2 揃	686 匁	村上
(254)	白焼絵入同	2 揃	580 匁	松野屋
(255)	壺番白焼百合形鉢	6 枚	31 匁 8 分	名古屋
(256)	式番同	7 枚	18 匁 9 分	荒木
(257)	白焼鉢	24 枚	8 匁 3 分	松本屋
(258)	同絵入式枚入子長鉢	2 組	203 匁	永見屋
(259)	同絵入八寸鉢	6 枚	14 匁 8 分	松野屋
(260)	同絵入手洗道具	5 ツ	167 匁	松野屋
(261)	染付八寸鉢	2,352 枚	3 匁 8 分 7 厘 4 毛	松野屋
(262)	同深手八寸鉢	757 枚	3 匁 9 分 6 厘	村上*
(263)	壺番白焼絵入八寸鉢	1,770 枚	4 匁	「竹野屋」 亀甲屋
(264)	式番同	1,260 枚	3 匁 7 分 9 厘 8 毛	松野屋
(265)	三番同	1,680 枚	3 匁 9 分	名古屋
(266)	白焼絵入深手八寸鉢	1,740 枚	3 匁 8 分 6 厘	竹野屋
(267)	染付七寸鉢	1,804 枚	3 匁 2 分 9 厘	今村屋
(268)	白焼絵入同	3,060 枚	3 匁 1 分 9 厘	松野屋
(269)	同絵入深手七寸鉢	407 枚	3 匁 4 分 9 厘	名古屋
(270)	同絵入六寸鉢	429 枚	2 匁 9 分 6 厘	小坂屋
(271)	同絵入五寸皿	1,563 枚	2 匁 4 分 9 厘	今村屋
(272)	絵具摺	29	6 匁 1 分 5 厘	長岡
(273)	白焼膏葉入	100	7 分 5 厘	右同人
(274)	壺番水次	12	11 匁 6 分	右同人
(275)	式番同	9 ツ	10 匁	右同人
(276)	ブリツキ火燈	2 ツ	18 匁 6 分	右同人
(277)	同延板	10,180 枚	1 匁 7 分 6 厘	野口屋
(278)	鉄地絵入六枚組長盆	26 組	180 目 5 分	荒木
(279)	鉄五ツ入子鍋	125 組	13 匁 9 分	江崎
(280)	壺番硝子板	23 枚	31 匁 8 分	松野屋
(281)	式番同	80 枚	30 匁	右同人
(282)	三番同	112 枚	4 匁 1 分 5 厘	野口屋
(283)	式挺入髮剃刀	47 箱	7 匁 5 分	長岡
(284)	壺番式刀折ハアカ	144 本	5 匁 3 分	松野屋

江戸時代後期における賃借人の脇荷貿易について

	商 品	数 量	落札価格 (脇荷銀)	落札商人
(285)	式番同	96 本	1 匁 6 分 8 厘	村上
(286)	壹番折ハア力	240 本	1 匁 8 分 9 厘	右同人
(287)	式番同	120 本	1 匁 2 分 5 厘	長岡
(288)	三番同	1,200 本	1 匁 1 分 9 厘	永見屋
(289)	壹番芝居目鏡	1 本	125 匁	長岡
(290)	式番同	7 本	85 匁 6 分	右同人
(291)	三番同	4 本	48 匁 6 分	長岡
(292)	壹番小形遠目鏡	2 本	88 匁 8 分	長岡
(293)	式番同	6 本	58 匁	松野屋
(294)	三番同	2 本	80 匁	右同人
(295)	壹番遠目鏡	1 本	210 匁	右同人
(296)	式番同	1 本	253 匁	永見屋
(297)	三番同	1 本	233 匁	右同人
(298)	四番同	2 本	101 匁	松野屋
(299)	杖仕込遠目鏡	1 本	191 匁	永見屋
(300)	壹番星目鏡	1 本	701 匁	松野屋
(301)	式番同	1 本	350 匁	右同人
(302)	三番同	1 本	279 匁	亀甲屋
(303)	四番同	1 本	304 匁	右同人
(304)	壹番虫目鏡	1 揃	435 匁	長岡
(305)	式番同	1 揃	230 匁	右同人
(306)	三番同	1 揃	170 匁	今村屋
(307)	四番同	1 揃	165 匁	長岡
(308)	金縁金絵銘酒器	6 箱	88 匁	松野屋
(309)	壹番時計長鎖	2 筋	74 匁 8 分	亀甲屋
(310)	式番同	11 筋	40 匁 3 分	松野屋
(311)	三番同	10 筋	36 匁	名古屋
(312)	四番同	22 筋	18 匁	松野屋
(313)	壹番時計鎖	15 筋	30 目 8 分	永見屋
(314)	式番同	12 筋	17 匁 3 分	右同人
(315)	三番同	7 筋	20 匁 3 分	名古屋
(316)	四番同	15 筋	25 匁	右同人
(317)	五番同	8 筋	8 匁 3 分	松野屋
(318)	印判付時計鍵	18	6 匁 5 分	右同人
(319)	方針付同	28	5 匁 8 分 8 厘	小坂屋
(320)	壹番時計鍵	12	3 匁 1 分	松野屋
(321)	式番同	12	1 匁 3 分	長岡
(322)	壹番玉入筭	16 本	37 匁	亀甲屋
(323)	式番同	6 本	16 匁 4 分	右同人
(324)	壹番留針	14	7 匁 3 分	長岡
(325)	式番同	22	4 匁 9 分	村上
(326)	三番同	36 本	2 匁 8 分 3 厘	右同人
(327)	四番同	48 本	2 匁	長岡
(328)	玉入腕筋	24 揃	10 匁 4 分	村上
(329)	壹番帯 <small>ヱ</small>	18	17 匁 3 分	長岡
(330)	式番同	13	6 匁	右同人
(331)	三番同	16	4 匁 3 分	右同人
(332)	腕 <small>ヱ</small>	10 揃	16 匁 8 分	右同人
(333)	壹番耳筋	4 揃	8 匁 5 分	長岡
(334)	式番同	23 揃	3 匁 9 分	右同人
(335)	壹番パススル	3 箱	73 匁 4 分	村上
(336)	式番同	3 箱	67 匁 1 分	右同人
(337)	三番同	6 箱	48 匁 6 分	長岡
(338)	四番同	2 箱	36 匁 9 分	村上
(339)	馬尾織帯 <small>ヱ</small>	44	28 匁 7 分	亀甲屋
(340)	同腕 <small>ヱ</small>	40 揃	25 匁	松野屋
(341)	帯 <small>ヱ</small>	15	10 匁 5 分	長岡
(342)	櫛	12 枚	44 匁	村上

	商 品	数 量	落札価格 (端銭)	落札商人
(343)	帽子飴	24	4 匁 8 分 3 厘	右同人
(344)	風琴	6 ツ	46 匁 3 分	右同人
(345)	壺番指金	120	1 匁 6 分	長岡
(346)	貳番同	48	8 分 5 厘	右同人
(347)	三番同	168	3 分 5 厘	右同人
(348)	壺番鼻目鏡	53	7 匁 3 分	小坂屋
(349)	貳番同	18	5 匁 9 分 1 厘	松野屋
(350)	壺番天眼鏡	8 ツ	16 匁 7 分	亀甲屋
(351)	貳番同	107 ツ	3 匁	右同人
(352)	三番同	276	8 分 6 厘	村上
(353)	四番天眼鏡	612	5 分	村上
(354)	日取目鏡	4 ツ	5 匁 6 分	松野屋
(355)	硝子付針差	12	11 匁 8 分	長岡
(356)	壺番玉入ほたん	1,440	3 分 6 厘	右同人
(357)	貳番同	4,176	1 分 1 厘 5 毛	小坂屋
(358)	手遊目鏡	144	1 匁 7 分	長岡
(359)	焼物玉	50 貫キ	3 匁 7 分	名古屋
(360)	道具付折ハアカ	31	7 匁	亀甲屋
(361)	食事道具	126 揃	5 匁 4 分	今村屋
(362)	火吹	6 ツ	13 匁 8 分	名古屋
(363)	壺番鉛細工手遊	19 曲	3 匁 9 分	長岡
(364)	貳番同	13 曲	2 匁 4 分 6 厘	名古屋
(365)	三番同	13 曲	2 匁 8 厘	右同人
(366)	石筆	576 本	5 分 6 厘	長岡
(367)	壺番鼻たはこ入	156	1 匁 8 分	亀甲屋
(368)	貳番同	42	4 匁 1 分 5 厘	長岡
(369)	三番同	60	1 匁 3 分 8 厘	右同人
(370)	四番同	72	1 匁 3 分 5 厘	右同人
(371)	五番同	24	2 匁 3 分 5 厘	右同人
(372)	六番同	72	2 匁 1 分 5 厘	右同人
(373)	七番鼻たはこ入	48	1 匁	村上
(374)	壺番鉄地絵入菓子入	8 ツ	16 匁 1 分	長岡
(375)	貳番同	8 ツ	15 匁 8 分	村上
(376)	三番同	18	3 匁 7 分	長岡
(377)	錫地絵入臺付蓋物	6 ツ	18 匁 5 分	野口屋
(378)	鉄地絵入コーヒイ入	8 ツ	7 匁	村上
(379)	同絵入三ツ組菓子入	12 揃	21 匁 7 分	野口屋
(380)	同絵入四枚入子長盆	5 組	238 匁	村上
(381)	壺番鉄地絵入長盆	42 枚	8 匁 3 分	名古屋
(382)	貳番同	4 枚	10 匁 3 分	右同人
(383)	三番同	40 枚	6 匁 1 分*	永見屋*
(384)	四番同	46 枚	「8 匁 7 分」	「右同人」
(385)	壺番絵入鉄地箱	14	4 匁 1 厘	右同人
(386)	貳番同	12	13 匁 9 分	長岡
(387)	三番同	12	11 匁 9 分	右同人
(388)	四番同	12	8 匁 7 分	右同人
(389)	五番同	12	6 匁 7 分	右同人
(390)	六番同	24	3 匁 1 分 5 厘	右同人
(391)	七番同	24	2 匁 6 分	右同人
(392)	方針直シ	1 ツ	1 匁 7 分 6 厘	小坂屋
(393)	丸鏡	1 面	28 匁 6 分	亀甲屋
(394)	杖	1 本	55 匁 5 分	長岡
(395)	掛蠟燭立	2 ツ	48 匁 6 分	右同人
(396)	紙細工手遊	10 箱	32 匁	村上
(397)	木細工同	2 ツ	5 匁 8 分	亀甲屋
(398)	月目鏡	1 ツ	5 匁 3 分	長岡
			41 匁 5 分	右同人

江戸時代後期における賃借人の脇荷貿易について

	商 品	数 量	落札価格 (脇荷銀)	落札商人
(399)	式枚組形紙	4 組	36 匁 3 分 5 厘	野口屋
(400)	壹番形紙	2 卷	30 匁 4 分	名古屋
(401)	式番同	3 卷	15 匁 6 分	長岡
(402)	三番同	1 卷	10 匁 3 分	右同人
(403)	四番同	18 卷	14 匁 3 分	村上
(404)	四枚組形紙	1 組	76 匁 1 分	右同人
(405)	金箔	127 枚	6 分 1 厘	小坂屋
(406)	壹番方針付日時計	1 ツ	23 匁	亀甲屋
(407)	式番同	1 ツ	18 匁 9 分	荒木
(408)	三番同	1 ツ	11 匁 8 分	長岡
(409)	四番同	1 ツ	31 匁 6 分	右同人
(410)	壹番方針	1 ツ	41 匁	永見屋
(411)	式番同	2 ツ	17 匁 6 分	今村屋
(412)	時計文字板	6 枚	15 匁	今村屋
(413)	時計硝子	432	5 分 7 厘	永見屋
(414)	壹番ヨールゴール	1 ツ	360 目	長岡
(415)	式番同	5 ツ	190 目	江崎
(416)	三番同	6 ツ	168 匁 6 分	荒木
(417)	四番同	7 ツ	139 匁	長岡
(418)	五番同	15	159 匁	右同人
(419)	六番同	1 ツ	103 匁	右同人
(420)	七番同	2 ツ	100 匁 1 厘	松野屋
(421)	八番同	1 ツ	289 匁	亀甲屋
(422)	ダラーイヨールコール	1 ツ	85 匁 8 分	右同人
(423)	ヨールコール付押打袂時計	1 ツ	1 貫 190 目	右同人
(424)	同付袂時計	1 ツ	1 貫 390 目	右同人
(425)	壹番押打袂時計	2 ツ	481 匁	松野屋
(426)	式番同	1 ツ	455 匁	右同人
(427)	鑰付廻り打銀袂時計	1 ツ	1 貫 910 匁	右同人
(428)	針金付廻り打同	1 ツ	1 貫 440 目	今村屋
(429)	壹番鑰付押打銀袂時計	1 ツ	930 目	松野屋
(430)	式番同	1 ツ	837 匁	松本屋
(431)	針金付押打同	1 ツ	600 目	亀甲屋
(432)	鑰付目覚付同	3 ツ	1 貫 120 目	今村屋
(433)	目覚付袂時計	1 ツ	757 匁	今村屋
(434)	壹番銀袂時計	1 ツ	415 匁	松野屋
(435)	式番同	2 ツ	281 匁	江崎
(436)	三番同	1 ツ	285 匁	名古屋
(437)	四番同	1 ツ	239 匁	長岡
(438)	五番同	1 ツ	539 匁	亀甲屋
(439)	六番同	2 ツ	263 匁	松本屋
(440)	七番同	24	159 匁	長岡
(441)	八番同	6 ツ	141 匁	江崎
(442)	九番同	36	85 匁 7 分	松野屋
(443)	拾番同	2 ツ	190 目	永見屋
(444)	五本針銀袂時計	4 ツ	291 匁 9 分	松野屋
(445)	四本針同	2 ツ	340 匁	永見屋
(446)	三本針同	2 ツ	343 匁	右同人
(447)	壹番袂時計	1 ツ	550 匁	松野屋
(448)	式番同	1 ツ	619 匁	亀甲屋
(449)	三番同	1 ツ	521 匁	松本屋
(450)	壹番小形同	2 ツ	739 匁	長岡
(451)	式番同	1 ツ	830 目	今村屋* 「松野屋」
(452)	三番同	1 ツ	931 匁	松野屋
(453)	四番小形袂時計	1 ツ	1 貫 63 匁	今村屋
(454)	五番同	1 ツ	1 貫 237 匁	松本屋
(455)	六番同	1 ツ	1 貫 260 匁	長岡

	商 品	数 量	落札価格 (脇銀)	落札商人
(456)	ヲールコール付印判	3 ツ	379 匁	右同人
(457)	袂時計	12	69 匁	江崎
(458)	小形銀同	1 ツ	453 匁	松野屋
(459)	壹番瑪瑙平玉	40	1 匁 6 分	長岡
(460)	貳番同	60	1 匁 1 分	右同人
(461)	三番同	40	5 分	右同人
(462)	四番同	60	3 分	右同人
(463)	時計ヲールコール付掛板	2	686 匁	右同人
(464)	壹番時計付懸板	1	405 匁	亀甲屋
(465)	貳番同	1	360 目	右同人
(466)	壹番掛時計	1 ツ	81 匁	江崎
(467)	貳番同	3 ツ	64 匁	小坂屋
(468)	三番同	1 ツ	76 匁 8 分	右同人
(469)	覗目鏡	1 ツ	57 匁 3 分	村上
(470)	ヲールコール付針箱	1 ツ	159 匁	長岡
(471)	火燈覆	23	2 匁 7 分	亀甲屋
(472)	壹番地球	1 揃	438 匁	名古屋
(473)	貳番地球	1 揃	312 匁	松本屋
(474)	地球	1 揃	568 匁 5 分	荒木
(475)	壹番置時計	1 ツ	3 貫 700 目	松本屋
(476)	貳番同	1 ツ	2 貫 340 目	村上
(477)	三番同	1 ツ	1 貫 943 匁	永見屋
(478)	四番同	1 ツ	1 貫 80 匁	右同人
(479)	五番同	1 ツ	829 匁	松本屋
(480)	六番同	1 ツ	648 匁	長岡
(481)	七番同	1 ツ	452 匁	名古屋
(482)	八番同	1 ツ	476 匁	松野屋
(483)	九番同	1 ツ	439 匁	長岡
(484)	拾番同	1 ツ	889 匁	荒木
(485)	拾壹番同	2 ツ	379 匁	長岡
(486)	拾貳番同	1 ツ	379 匁	右同人
(487)	拾三番同	1 ツ	217 匁	松本屋
(488)	拾四番同	2 ツ	296 匁	右同人
(489)	目覚付置時計	1 ツ	426 匁	江崎
(490)	壹番金唐皮	142 枚	24 匁 1 分	永見屋
(491)	貳番同	29 枚	22 匁 3 分	今村屋
(492)	三番同	209 枚	18 匁 4 分 1 厘	右同人
(493)	四番金唐皮	973 枚	17 匁	村上
(494)	五番同	45 枚	27 匁 9 分	荒木
(495)	六番同	1,136 枚	13 匁 3 分 6 厘	長岡
(496)	七番同	780 枚	12 匁 9 厘	今村屋
(497)	八番同	106 枚	31 匁 3 分	亀甲屋
(498)	九番同	310 枚	9 匁 5 分 9 厘	荒木
(499)	拾番同	270 枚	10 匁 6 分 2 厘	今村屋
(500)	拾壹番同	194 枚	8 匁 5 厘	荒木
(501)	金唐皮	74 枚	30 匁 8 分	名古屋
(502)	壹番小切金唐皮	1,500 枚	5 匁 8 分 9 厘	竹野屋
(503)	貳番同	750 枚	5 匁 1 分 9 厘 6 毛	荒木
(504)	三番同	56 枚	13 匁 7 分	亀甲屋
(505)	四番同	310 枚	4 匁 3 分 4 厘	右同人
(506)	壹番大幅金から皮	1 枚	65 匁	荒木
(507)	貳番同	6 枚	30 匁	江崎
(508)	三番同	8 枚	18 匁 5 分	長岡
(509)	壹番尺長金唐皮	23 丈 3 尺	4 匁 5 分 6 厘	右同人
(510)	貳番同	41 丈 5 尺 5 寸	3 匁 7 分 2 厘	竹野屋
(511)	三番同	8 丈 2 尺	3 匁 6 分 1 厘	村上
(512)	四番同	15 丈 9 尺	2 匁 4 分 5 厘	竹野屋
(513)	壹番黒滑牛皮	66 枚	41 匁 9 分	江崎

江戸時代後期における賃借人の脇荷貿易について

	商 品	数 量	落札価格 (脇荷銀)	落札商人
(514)	式番同	32 枚	25 匁 4 分	村上
(515)	本色滑牛皮	2 枚	66 匁 6 分	長岡
(516)	テリヤアカ	300 罐	3 匁 7 厘	松野屋
(517)	壹番サフラン	159 斤	341 匁 7 分	松本屋
(518)	式番同	106 斤	283 匁	長岡
(519)	三番同	12 斤	187 匁	竹野屋
(520)	ウエインステーン	26 斤	11 匁 8 分	松野屋
(521)	ゼーアユイン	20 斤	68 匁 8 分	江崎
(522)	アラヒヤゴム	180 斤	12 匁 8 分	右同人
(523)	ジキターリス	20 斤	97 匁 8 分	右同人
(524)	サツサパリルラ	8 斤	3 匁 2 分	右同人
(525)	サルアルモニヤシ	300 斤	8 匁 1 分 8 厘	永見屋
(526)	イベカコアナ	8 斤	208 匁	村上
(527)	マク子シヤ	100 斤	27 匁 5 分	永見屋
(528)	エイスランスモス	300 斤	22 匁 5 分	江崎
(529)	ホツクホウト	150 斤	5 匁	右同人
(530)	郡青	240 斤	3 匁 2 分 3 厘	亀甲屋
(531)	アンチモーンヨクセダツト	15 瓶	13 匁	村上
(532)	エキスタラクトヒヨシヤムス	30 瓶	14 匁 3 分	松野屋
(533)	壹番ゴートスハーフル	12 瓶	12 匁 1 分	右同人
(534)	式番同	30 瓶	6 匁 7 分	永見屋
(535)	三番同	30 瓶	4 匁 9 分 1 厘	右同人
(536)	カロメル	25 瓶	17 匁 5 分	江崎
(537)	メリキューリスユベリス	25 瓶	6 匁 8 分 5 厘	松野屋
(538)	フラータウエインステーン	60 瓶	8 匁 4 分	永見屋
(539)	ラーヒスイインヒレナーリス	1 瓶	118 匁 5 分	村上
(540)	ヨスセンカル	9 瓶	51 匁	名古屋
(541)	紺青	60 斤	17 匁 1 分	右同人
(542)	壹番痰切	550 斤	12 匁 1 分 3 厘	荒木
(543)	式番痰切	50 斤	12 匁 2 分	小坂屋
(544)	三番同	50 斤	11 匁	江崎
(545)	ヨクリカンキリ	640 斤	30 匁 6 分 3 厘	永見屋
(546)	亜麻仁	1,500 斤	1 匁 3 分 8 厘	松野屋
(547)	カナノヨル	450 斤	4 匁 1 分 7 厘	長岡
(548)	壹番キナキナ	50 斤	61 匁	右同人
(549)	式番同	350 斤	34 匁 5 分	亀甲屋
(550)	三番同	162 斤	33 匁 1 分	長岡
(551)	阿魏	51 斤	56 匁 7 分	亀甲屋
(552)	カヤフーテ油	90 ふらすこ	34 匁 4 分	長岡
(553)	ハルサムヘイリウ	90 瓶	5 匁 2 分	亀甲屋
(554)	いりイカハルサム	300 瓶	2 匁 6 分 5 厘	江崎
(555)	ろ同	30 瓶	2 匁 4 分 8 厘	長岡
(556)	ハルサムコツパイハ	10 瓶	16 匁 2 分	荒木
(557)	ハアルレム油	600 瓶	1 匁 8 分 6 厘	村上
(558)	壹番琥珀油	20 斤	13 匁	小坂屋
(559)	式番同	80 斤	7 匁 8 分	右同人
(560)	椰子油	6,000 ふらすこ	6 匁 3 分 1 厘	江崎
(561)	水牛角	6,500 斤	2 匁 2 分 9 厘	長岡
(562)	藤	97,000 斤	1 匁 1 分 2 厘 3 毛	今村屋
				竹野屋
				山中
				亀甲屋

出典・「酉紅毛船脇荷物帳」(長崎歴史文化博物館収蔵)。

註・品目頭註の数字は便宜上筆者が付したものである。

・※印の落札商人名・落札価格は、以前(昭和期)に撮影した史料では付札で記されていたもの。現在は付札が剥落し、下段に記した「」内のものになっている。

表4 天保8年(1837)賃借人(賃貸代理人)による輸出品の購入価額概算

原文	拙訳
Globale aantooning van de inkoopwaarde der goederen, dit jaar door den Kambangpachter naar Batavia uitgevoerd:	今年、協荷貿易賃借人によりバタヴィアへ輸出される商品の購入価額概算書
Aan zijden- en andere stoffen T. 30,100.-	絹織物とその他の織物に対して30,100 カンバンテール
" lakwerk " 18,000.-	漆器に対して18,000 カンバンテール
" aardewerk " 1,000.-	陶器に対して1,000 カンバンテール
" mandwerk " 6,000.-	籠細工に対して6,000 カンバンテール
" 260 picols was à T. 29.- " 7,540.-	蠟 260ピコルに対して(1ピコル)29カンバンテールで7,540 カンバンテール
" thee " 360.-	茶に対して360 カンバンテール
" diverse: als koper- en ijzerwerk, sakkie en soija, schutsels, bezems, waaijers, Japansche rarieteiten, enz: " 17,000.-	銅製品、鉄製品、酒、醤油、屏風、箒、扇、日本の珍品、その他、種々〔の商品〕に対して 17,000 カンバンテール
Totaal .. T. 80,000.-	合計 80,000 カンバンテール

出典・Globale aantooning van de inkoopwaarde der goederen, dit jaar door den Kambangpachter naar Batavia uitgevoerd. [Japan Portefeuille N°35. 1837] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1458 (K.A. 11811). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-12).

註・原文では、T. (テール) と記されているが、ここではカンバンテールを意味するため、カンバンテールと拙訳した。

グルデン、⑨1837年度の賃借権料35,000.00グルデンとなっており、以上のことから、③+④+⑧+⑨の合計⑩123,735.50グルデンを負債総額と計算される。

次に、資産としては、⑪注文品(誂物)としてのウニコールの売上金+⑫⑬長崎会所に販売された品々の売上金+⑭協荷取引以外で販売された商品の売上金+⑮協荷取引で販売された商品の売上金+⑯納入品支払総額に対する割引額=⑰合計106,979.20グルデン、日本への輸入品の内、売れ残り品の仕入額(⑱~⑳)合計⑳3,823.25グルデンとなっており、以上のことから、⑰+⑳の合計㉑110,802.45グルデンを資産総額と計算され、最終的に、㉒賃借人にとっての損失が(⑩-㉑)12,933.05グルデンと見積もられている。

そこで、上記の各項目について、注目される点を挙げると次のようである。

○①日本への輸入品の仕入額は、先述した「申告書」の総額にあたるものであり(小数点以下切り捨て)、契約書第4条(上述)に従っての額である。

○②・⑤にみられる輸出入税については、契約書第6条に従ってのことである。⁽¹¹⁾

○この見積書には日本からの輸出品の仕入額が計上されていない。これは、注記※1でいう「輸出合計以上の額が、前年度の繰越資金としてあり」その資金によって輸出品の仕入額が補われたからであろうか。また、⑤日本からの輸出品にかかわる保険・税・経費を算出するため、輸出品として「60,000〔カンバン〕テールすなわち96,000グルデンの返送品」と記している。先の表4で示したように日本からの輸出品の総額は

80,000カンバンテールであったわけであるから、差額の20,000カンバンテール分およびその経費6%も「前年度の繰越資金」により補われたという形をとっているのであろうか。もし、そうであったとすると、少なくとも101,200カンバンテール(161,920グルデン)の前年度の繰越資金が必要となり、その額の多さに疑問の残るところである。この点に関しては疑問点として残し後考を俟つこととしたい。⁽¹²⁾

○⑨賃借権料35,000グルデンは契約書第12条によって決められている額である。⁽¹³⁾

○⑪で記されているウニコールについては、先の拙稿で考察したところである。⁽¹⁴⁾ウニコールは賃借人が持ち渡った品物(協荷物)ではあるが、誂物(本方荷物)として使用されたものであり、またそのために持ち渡りが許されていたものである。このシステムは既に前年天保7年から始まっており、契約書第5条に従ってのことである。

○⑫⑬長崎会所に販売された品々は、⑮協荷取引および⑭協荷取引以外の取引に属さない品物であり、その売上金合計4,100テールは⑭協荷取引以外の取引の売上金7,300テールの0.56倍に達している。契約書第7条にいう、協荷物の $\frac{1}{3}$ は「彼ら〔賃借人〕によってカンバン〔取引〕以外で、彼ら〔賃借人〕が彼らにとって有用な状況に応じて、自己の危険負担として売り払える」⁽¹⁵⁾ものであったが、それは、上記の⑪注文品(誂物)として売られたウニコールと⑭協荷取引以外の取引の品々の外にも存在していたわけである。

以上、史料1の見積書を考察することにより、1837

史料1 (翻刻版)

Calculatieve aantooning van het resultaat dat de Kambanghandel dit jaar voor den pachter opgeleverd heeft.

De <u>lasten</u> kunnen worden geraamd als volgt:			
Het factuur te Batavia door den pachter opgegeven (missive van den directeur van 's lands producten en civiele magazijnen, d. d. 19 Junij jl. N ^o 3382) bedraagt		f. 41,897.00 (48,197.00 ^s)	
Hierbij moet worden gevoegd voor rente van geld gedurende twee jaren, Commissie-penningen in Nederland, wacht en assurantie, regten, verlies door beschadiging en spillage, emballage, prauw- en koelieloon, en verdere ongelden, tot Japan, calculatief 50 pc ^l , is		24,098.50	
Kostende van het factuur tot Japan			f. 72,295.50
Ongelden en vertering van den pachter op de heen- en te rugreis en gedurende zijn verblijf in Japan, gerekend over 6 maanden à f. 500.- 't maands, is			3,000.00
Ongelden van assurantie, regten van invoer en entrepôt te Batavia, enz., op een retour van 60,000 theilen of f. 96,000.- à 6 pc ^l , is ^{*1}		f. 5,760.00	
Verlies op de remise, alzoo Japansche goederen, in eene belangrijke hoeveelheid aangebragt, niet zonder schade kunnen worden gerealiseerd, disconto of rente van geld, enz., à 6 pc ^l , is		5,760.00	
Ongelden van prauw- en koelieloon, pakhuisuur te Batavia, verlies, beschadiging en spillage, enz., à 2 pc ^l , is		1,920.00	
Totaal ongelden en verlies op het retour			13,440.00
Bedragen van den pachtchat			35,000.00
Totaal <u>lasten</u>			f. 123,735.50
De <u>baten</u> zijn:			
Provenu van eenhooren, onder de eischgoederen opgenomen, en hier in Kambanggeld aan den pachter uitbetaald	T. 6,771.00		
Idem van artikelen aan de geldkamer verkocht (gensing, zoethout, enz.)	3,000.00		
Idem van stoffen d ^o d ^o d ^o d ^o	1,100.00		
Transportere	T. 10,871.00		f. 123,735.50
Per transport	T. 10,871.00		f. 123,735.50
Provenu van buiten de Kambang omgezette goederen	7,300.00		
Item van op Kambang verkochte goederen uit den aanbreng van dit jaar	44,941.00		
Reductie op het totaal bedragen der leverancien, zoo ver die voldaan zijn uit de fondsen van dit jaar ^{*2}	3,750.00		
	T. 66,862.00	f. 106,979.20	
Factuurwaarde van de volgende onverkocht gebleven goederen uit het factuur van dit jaar:			
Een partij behangselpapier	f. 56.00		
1 electriseermachine	81.25		
14 bloembakken	}	500.00	
6 kandelaars			
2 uurkistjes			
4 nachtblakers			
18 cristallen borden			
Een partij aardewerk bij factuur opgebragt als <u>borden</u> , maar bevattende ook eenige compl ^t . tafelserviezen	1,950.00		
30 kistjes camphor Barus	600.00		
1 kist knipmessen	360.00		
1 tafelservies	136.00		
2 schilderijen met uurwerk	140.00	3,823.25	
Totaal <u>baten</u>			f. 110,802.45
Calculatief verlies voor den pachter			f. 12,933.05
Desima, 18 November 1837. Het opperhoofd van den Nederlandschen handel in Japan, Niemann			
<p>※ 1 Het meerder bedragen van den uitvoer is gevonden, uit fondsen van het vorige jaar beschikbaar gebleven, en de ongelden daarop vallende komen dus niet ten laste van het tegenwoordig pachtjaar.</p> <p>※ 2 Het meerder bedragen der bedongene reductie komt ten voordeele van het vorig pachtjaar.</p>			

出典・Calculatieve aantooning van het resultaat dat de Kambanghandel dit jaar voor den pachter opgeleverd heeft.
[Japan Portefeuille N^o 35. 1837] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1458 (K.A. 11811). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-12).

史料1 (拙訳版)

今年カンバン貿易〔脇荷貿易〕が賃借人にもたらす成果の見積書

①	負債は次のように見積もられる。 バタヴィアで賃借人によって提出された送り状（本年6月19日付、ナンバー3382の物産民間倉庫局長の書翰）〔記載〕の額。		f. 41,897.00 (48,197.00 ㉓)	
②	これに、2年間の金利、オランダでの手数料、警備費、保険、輸出税、損害と漏出による損失、荷造費用、プラウ船費用、労賃、そしてさらに、日本までの経費を〔送り状の額の〕50%で計算して足さなければならない。		24,098.50	
③	日本までの送り状〔にかかわる〕出費			f. 72,295.50
④	〔日本〕往復と、日本での滞在の間の賃借人の〔使用した〕経費と費用を月500グルデンで、6ヶ月に対して計算する。			3,000.00
⑤	60,000〔カンバン〕テールすなわち96,000グルデンの返送品にかかる保険、輸入税、バタヴィアでの保税倉庫〔代〕等の経費を6%で〔計算〕。 ^{*1}		f. 5,760.00	
⑥	倉庫〔代〕の損失、ならびに、損害なしに売却することができないであろうかなりの量持ち渡す日本の商品、割引手数料あるいは金利、その他を6%で〔計算〕。		5,760.00	
⑦	プラウ船費用、労賃、バタヴィアでの倉庫代、損失、損害、漏出等の経費を2%で〔計算〕。		1,920.00	
⑧	返送品にかかる経費と損失の総額			13,440.00
⑨	賃借権料の合計			35,000.00
⑩	負債総額			f. 123,735.50
⑪	資産〔は以下のよう〕である。 注文品として引き受け、ここ〔日本〕でカンバン銀で賃借人に支払われた「ユニコール」の売上金。	T. 6,771.00		
⑫	長崎会所に販売された品々（「広東人參」、「甘草」等）の売上金。	3,000.00		
⑬	長崎会所に販売された反物の売上金。	1,100.00		
	次ページへ	T. 10,871.00		f. 123,735.50
⑭	前ページより	T. 10,871.00		f. 123,735.50
⑮	カンバン〔脇荷取引〕以外で販売された商品の売上金。	7,300.00		
⑯	今年持ち渡されカンバン〔脇荷取引〕で販売された商品の売上金。	44,941.00		
⑰	今年の資金から支払われた納入品の総額からの割引〔額〕。 ^{*2}	3,750.00		
		T. 66,862.00	f. 106,979.20	
⑱	今年の送り状から下記の売れ残り品の送り状〔記載〕値段。			
⑲	壁紙 一山	f. 56.00		
⑳	エレキテル 1	81.25		
㉑	プリンター 14			
㉒	「燭台」 6			
㉓	時計の箱 2		500.00	
㉔	「燭台」 4			
㉕	硝子の皿 18			
㉖	送り状には、皿として持ち渡された一山の陶器ではあるが、一組の完全な食卓セットにもなっている。		1,950.00	
㉗	パロス「竜腦」30箱	600.00		
㉘	「ハアカ」1箱	360.00		
㉙	「卓子道具」1	136.00		
㉚	時計の付いた絵 2	140.00	3,823.25	
㉛	資産総額			f. 110,802.45
㉜	賃借人にとって損失と計算			f. 12,933.05
	出島 1837年11月18日 日本でのオランダ貿易の商館長 ニーマン			
	*1 輸出入合計以上の額が、前年度の繰越資金としてあり、そのため、ここにかかる経費は、今年の賃借年の負債とはならない。 *2 要求した割引合計以上の額が昨年賃借年に付けられる。			

註・「」内は訳例のある品名。

・T.は、カンバンテール。

・f.は、グルデン。

・1カンバンテール=1.6グルデン。

年度の脇荷貿易は、1835年にバタヴィアで結ばれた契約が遵守されており、賃借人（賃借代理人）により、48,197.00 グルデンの脇荷物が持ち渡られ、最終的に12,933.05 グルデンの損失を出していることがわかる。しかし、この見積書はあくまでも1837年11月18日時点での出島における計算書である。後に、損失額が上記のように多額であったことより、政庁は賃借権料を35,000 グルデンから20,000 グルデンに減額している。⁽¹⁶⁾ また、賃借代理人がバタヴィアに帰ってから、日本からの輸出品を売りさばくことによって収益がもたらされ、最終的には黒字の取引として成立させていたと推測される。

第2章 天保9年(1838)の脇荷貿易

次に、本章においては、天保9年の脇荷貿易について考察していきたい。

天保9年は、バタヴィアからオランダ船1艘スホン・フェルボント号 Schoon Verbond が長崎港に入津している。この船には、前年・前々年同様、賃借代理人のリスールが乗船してきた。リスールが持ち渡った輸入品を記す「送り状」Factuur⁽¹⁷⁾は、1838年6月22日付（および追加記事として6月26日付）でバタヴィアにおいて作成されたものであり、賃借代理人のリスールと物産民間倉庫局長代理のブティン・ビック Butin Bik の署名をもつ。なお、本稿で使用する史料は写しであり、原本と同一の写しであることを証明した物産民間倉庫局委員長フェルミューレンの署名をもつ。この送り状には各脇荷物の商品名・数量・仕入価格・仕入価額等が記されている。

オランダ側は長崎に持ち渡った脇荷物の中から脇荷取引を望む商品を選び、日本側に脇荷リストとして提示することになっていた。前年度同様、天保9年の場合も、本リストは未詳であるが、それを日本側（阿蘭陀通詞）が翻訳したものととして「崎陽齋来目録」七⁽¹⁸⁾に所収されている「脇荷物差出」のリスト（以下、本章では「積荷目録」と記す）を挙げることができる。後掲の表では、本リストの全容がわかりずらくなっているため、以下にこのリストを紹介しておきたい。

脇荷物差出

一、椰子油	三百三十箱程
一、黒檀	一万斤程
一、サホン	四千斤程
一、アンボカトルボト	六千二百斤程
一、水牛角	四千斤程
一、藤	十五万斤程
一、甘草	三千斤程
一、ハルサムコツハイハ	二十五斤程
一、蘆薈	千八百斤程

一、アラヒヤコム	千斤程
一、痰切	八百斤程
一、オクリカンキリ	三百七十斤程
一、エイスランスモス	四百斤程
一、マク子シヤ	二十斤程
一、サフラン	三百斤程
一、キナキナ	四百斤程
一、フウローサアリエ	七百斤程
一、薬用砂糖	七十五塊程
一、鉢皿類	一万二千枚程
一、金唐皮	七千八百枚程
一、小切同	八千五百枚程
一、鏡	七箱
一、硝子器	十箱
一、焼物類	五箱
一、時計小間物切類	十六箱

天保9年の脇荷貿易関係の主な数量史料としては、上記のオランダ側史料である「送り状」Factuur と、日本側史料であるこの「積荷目録」が現状で確認できる程度であり、この2点の史料を突き合わせて一覧表にすると表5のようになる。本表においては、各品目を「送り状」Factuur に記載されている順に並べた。その結果、(3)～(5)、(8)、(11)、(12)、(15)～(20)、(24)のオランダ側商品名に「積荷目録」内の商品名を一品目宛照合することが難しくなっている。そのため、「積荷目録」のそれぞれの商品名欄にはA～Mと記し、A～Mに相当する可能性のある「積荷目録」内の商品名を表6として示した。

上記照合作業によって、「送り状」Factuur に記された全ての商品が脇荷取引されたわけではないことがわかる。契約書第7条⁽¹⁹⁾に従えば、仕入価額の $\frac{2}{3}$ は脇荷取引され、 $\frac{1}{3}$ は賃借人の自由処分になったはずである。例えば、(21) boeken & a (書籍類その他)は全て自由処分に当てられたと思われる。その他の品々についても全ての数量を脇荷取引とせず、賃借人の自由処分になるものが含まれていたと推測される。また、この自由処分の中には前年度・前々年度同様、ユニコールが含まれ、本品(13) eenhoorn 130 cattie (ユニコール 130斤)は詠物(注文品)として持ち渡られたと考えられるが、最終的にこの年の詠物の取引は成立しなかった。⁽²⁰⁾

なお、天保9年の脇荷物の種類は、従来と変わりはなく、薬種類、硝子器・陶磁器などの食器類、皮革・時計等々、雑貨・小間物類などからなっており、さらに、自由処分としての書籍類や詠物として持ち渡られたユニコールも前年度・前々年度と同様である。

表5に記したように、天保9年の脇荷物の仕入総額は、53,614.96 グルデンであった。これは、契約書第4

表5 天保9年(1838)オランダ船1艘(Schoon Verbond)脇荷物

Factuur			積荷目録	
Goederen	Hoeveelheid	仕入値(ゲルデン)	商 品	数 量
(1) bindrottig	1,200 picols	5,400.00	脇荷物差出	
(2) klapper olij	350 keld. of 100 picols	1,600.00	藤	150,000 斤程
(3) div. bijoutirien & medicijnen	13 kisten	3,809.47	椰子油	330 箱程
(4) bijoutirien, glaswerk & medicijnen	25 kisten	4,978.44	A	
(5) bijoutirien, glaswerk & medicijnen	9 kisten	3,336.70	B	
(6) goud leer	9 kisten	3,000.00	C	
(7) goud leer	15 kisten	3,850.00	金唐皮	7,800 枚程
(8) diverse medicijnen	19 kisten 3 balen	2,400.00	小切金唐皮	8,500 枚程
(9) saffraan	7 kisten (260 lb.)	3,900.00	D	
(10) saffraan	2 kisten (59 lb.)	885.00	サフラン	300 斤程
(11) meubel chitz	3 kisten	1,350.00	E	
(12) meubel chitz	2 kisten	1,000.00	F	
(13) eenhoorn	130 catties	1,545.50	—	—
(14) buffelhoorn	50 picols (circa)	450.00	水牛角	4,000 斤程
(15) aardewerk	9 manden 9 manden	1,180.40	G	
(16) glas & porceleinwerk	4 kisten	600.00	H	
(17) glas, porceleinwerk & spiegels	10 kisten	2,900.00	I	
(18) ginghams	2 kisten (240 p.) 2 kisten	1,250.00	J	
(19) Turksch roods chitz	5 kisten (250 p.)	4,600.00	K	
(20) nicanias	1 kist (14 p.)	280.00	L	
(21) boeken &c.	3 kisten	2,240.00	—	—
(22) nadere opgaaf ebbenhout	74 stukken (weg. 101 $\frac{45}{100}$ pikols)	386.48	黒檀	10,000 斤程
(23) Bengaalsche zeep	39 $\frac{45}{100}$ pikols	956.40	サホン	4,000 斤程
(24) Bengaalsche chitzen	12 $\frac{1}{2}$ korge	286.57	M	
(25) wortel hout	16 pikols	80.00	アホカナル木	6,200 斤程
(26) bind rotting	300 pikols	1,350.00	[上掲(1):藤]	[上掲]
		53,614.96		

出典・Factuurは、Factuur lijst der goederen, welke dit jaar, p. het Ned. schip "Schoon Verbond" dit jaar naar Japan worden verzonden. Ingekomen stukken 1838. [Japan Portefeuille N°36. 1838] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1459 (K.A. 11812). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-2)。

・積荷目録は、「崎陽齋来目録」七(早稲田大学図書館所蔵)。

註・積荷目録に記したA~Mについては、表6参照。

・オランダ側商品名で用いられているd. (=同)、日本側商品名で用いられている「同」は、それに相当する単語を記した。

表6 表5のA~Mに相当する可能性のある商品

商 品	数 量	商 品 符 号	
甘草	3,000 斤程	A・B・C・D	
ハルサムコツハイハ	25 斤程		
蘆薈	1,800 斤程		
アラヒヤコム	1,000 斤程		
痰切	800 斤程		
オクリカンキリ	370 斤程		
エイスランスモス	400 斤程		
マク子シヤ	20 斤程		
キナキナ	400 斤程		
フウローサアライ	700 斤程		
薬用砂糖	75 塊程		
鉢皿類	12,000 枚程		G・H・I
鏡	7 箱		I
硝子器	10 箱		B・C・H・I
焼物類	5 箱	G・H・I	
時計小間物切類	16 箱	A・B・C・E・F・J・K・L・M	

条の「カンバン貿易のための資金は、(中略) その年の送り状の仕入値で、合計 50,000 グルデン以上になってはならない」⁽²¹⁾に反する額である。この点については、現時点においては未詳といわざるを得ないため、後考を俟つこととしたい。

また、この年の出島における賃借人の脇荷貿易の損失額は 16,471.54 グルデンであり、前年度よりもその額が増したことから、賃借権料は、17,000 グルデンに減額されている。⁽²²⁾

おわりに

以上、本稿においては、天保 8 年・同 9 年の賃借人による脇荷貿易について、現存するオランダ側・日本側両史料を検討し、その実態を考察した。

両年共に前年の脇荷貿易を踏襲し、1835 年(天保 6) 7 月 4 日付で賃借人とバタヴィア政庁との間で結ばれた契約書に原則として基づいておこなわれていたと考えられる。しかし、天保 9 年の場合は、脇荷物の仕入総額が 50,000 グルデンを超えており、契約書第 4 条に反している。また、賃借権料に関しては、両年共に契約書で決めている 35,000 グルデンは支払われず、損失額に応じて減額されていることが判明した。

脇荷物の種類については、両年共に従来と変わりはなく、薬種類、硝子器・陶磁器などの食器類、皮革・時計等々、雑貨・小間物類などからなっており、さらに、脇荷取引以外の取引用として書籍類が持ち渡られていた。また、天保 7 年から始められたシステムとして両年の脇荷物の中に、詔物(注文品)として使用するためのユニコールが持ち渡られていたことは特筆されることであろう。(なお、天保 9 年の詔物の取引は成立しなかった)

賃借人による脇荷貿易がその後、いかなる変遷をたどったか、その実態については今後さらに多くのオランダ側史料・日本側史料を検討し、事例を積み重ねていくことにより、明らかになっていくものと考えられる。

註

- (1) 拙稿「近世後期における賃借人の脇荷貿易について—天保 7 年(1836)を事例として—」(『鶴見大学紀要』第 55 号第 4 部、平成 30 年) 225 頁参照。
- (2) Eisch van Kambang Goederen voor het aanstaande jaar 1837. Verslag aan den Directeur van 's Lands Producten en Civ. Magazijnen 1836. [Japan Portefeuille N° 34. 1836]MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457(K.A. 11810).(Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-1).
- (3) 註(1)参照、227 頁。

- (4) Opgave der onderstaande artikelen, welke door den Pachter van den kambang handel van dit jaar naar Japan verzonden worden. Ingekomen stukken 1837. [Japan Portefeuille N° 35. 1837] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1458(K.A. 11811). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-13).
- (5) 「崎陽齋来目録」六(早稲田大学図書館所蔵)。
- (6) 註(1)参照、227 頁。
- (7) 本方取引は、オランダ船持ち渡りの商品を長崎会所が値組の上で一括購入し、その後、長崎会所で日本商人が入札するという取引であった。
- (8) 「西紅毛船脇荷物帳」(長崎歴史文化博物館収蔵)。
- (9) Globale aantooning van de inkoopwaarde der goederen, dit jaar door den Kambangpachter naar Batavia uitgevoerd. [Japan Portefeuille N°35. 1837] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1458 (K.A. 11811). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-12).
- (10) Calculatieve aantooning van het resultaat dat de Kambanghandel dit jaar voor den pachter opgeleverd heeft. [Japan Portefeuille N° 35. 1837] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1458 (K.A. 11811). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-12).
- (11) 註(1)参照、227 頁。
- (12) 「1835 年のカンバン賃借において〔賃借人が〕受け取る収益の見積書」Calculatieve aantooning van het voordeel in 1835 op de Kambang pacht genoten には、「輸出品の総額」De uitgevoerde goederen bedragen が記されている。(拙稿「賃借人の登場—近世後期におけるオランダ船脇荷貿易システムの改変とその実態—」『洋学』第 23 号、平成 28 年、19 頁) また、前年天保 7 年(1836)の脇荷取引では、60,023.50975 カンバンテール、脇荷取引以外の取引では、14,407.08365 カンバンテールの売上があり、合計で 74,430.5934 カンバンテールの売上額となる。この他にも若干の売上があったが、輸出品の合計額 55,802.853 カンバンテールを上記売上額から引いただけでも、到底多額の繰越金は見込めない。(「近世後期における賃借人の脇荷貿易について—天保 7 年(1836)を事例として—」『鶴見大学紀要』第 55 号第 4 部、平成 30 年、237～239 頁) さらにまた、後年、20,000 カンバンテールがバタヴィア政庁の脇荷貿易に対する投入資金とされていることより、表 4 で示した輸出品総額 80,000 カンバンテールと史料 1 で示した 60,000 カンバンテールとの差額 20,000 カンバンテールはこの投入資金であった可能性も考えられる。(Kontrakt onder nadere goedkeuring der Regering gesloten tusschen den waarnemend Directeur der Producten en Civiele Magazijnen namens het Gouvernement, en den Heer C. Lissour krachtens de autorisatie verleend bij besluit van den 8 April 1838 N° 7. [Japan Portefeuille N° 36. 1838] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1459 (K.A.11812). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-2). Extract uit het Register der Besluiten van den Vice President Waarnemenden Gouverneur Generaal van Nederlandsch Indië. Buitenzorg, den 1^{en} Mei 1842. Ingekomen

- Stukken 1842. [Japan Portefeuille N^o 40. 1842] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1463(K.A. 11816). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-89-10.)
- (13) 註(1)参照、228～229頁。
- (14) 註(1)参照、241～245頁。
- (15) 註(1)参照、227頁。
- (16) Extract uit het register der besluiten van den Gouverneur Generaal van Nederlandsch Indië. Buitenzorg, den 10 April 1839. Ingekomen stukken 1839. [Japan Portefeuille N^o 37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-17).
- (17) Factuur lijst der goederen, welke dit jaar, p^r het Ned^r schip “Schoon Verbond” dit jaar naar Japan worden verzonden. Ingekomen stukken 1838. [Japan Portefeuille N^o 36. 1838] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1459 (K.A. 11812). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-2).
- (18) 「崎陽齋来目録」七（早稲田大学図書館所蔵）。
- (19) 註(1)参照、227頁。なお、契約書第7条の全文は以下のようである。「賃借人によって、日本に持ってこられる全ての商品の内、カンバン貿易で実際に少なくとも3分の2が販売されなければならない。そのため、残りの3分の1は、彼ら〔賃借人〕によってカンバン〔取引〕以外で、彼ら〔賃借人〕が彼らにとって有用な状況に応じて、自己の危険負担として売り払えるように、賃借人の自由処分として残されること商館長によって守られる。」
- (20) Verslag aan den Directeur van 's Lands Producten en Civ^o Magazijnen 1838. [Japan Portefeuille N^o 36. 1838] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1459 (K.A. 11812). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-3). なお、1838年の訛物の取引が成立しなかったことについては別稿に譲る。
- (21) 註(1)参照、227頁。
- (22) 註(16)参照。

[付記1]

本稿のオランダ語表記については、東京大学史料編纂所共同研究員イサベル・田中・ファンダーレン氏に校閲頂きました。記して深甚なる謝意を表します。

[付記2]

本稿は、JSPS 科研費 17K03110 の助成を受けたものです。